

# 回 覧

鬼北町長 兵頭誠亀  
-(公印省略)-

## 住宅リフォーム費用の一部を補助します

住宅投資の波及効果による町内経済の活性化および既存住宅の居住環境の向上を図るため、住宅のリフォームを行う方へ補助いたします。今年度から、子育て世帯への補助制度を整備しました。なお、要件を満たさない場合は、補助の対象になりません。

リフォームの補助対象内容については、下記の連絡先までお問い合わせください。

### 【対象となる住宅】

自己、配偶者、その親(対象者の配偶者の親を含む)またはその子が所有する住宅で次のいずれかの住宅

1. 一戸建て住宅(併用住宅の場合、居住の用に供する部分に限る)
2. マンション棟の共同住宅(区分所有者が存する建物であって、専有部分が人の居住に供されるもの)

### 【対象者】

町内に住所を有するものであること。  
住宅の所有者または相続人等で、町税の滞納がない人。  
住宅1戸及び申請者1人につき1回です。

### 【補助の条件】

リフォームに要する費用(税込み)のうち、対象となる費用が50万円以上であること。  
町内業者へ発注すること。建築されてから10年以上経過した町内にある住宅等。  
3月31日(金)までに工事完了実績報告書の提出ができること。

### 【補助金の額】

補助対象費用の10分の1以内で上限20万円。  
中学生以下の子供がいる世帯については、補助対象費用の4分の1以内で上限50万円。

### 【募集期間】

令和4年4月25日(月)から令和5年2月28日(火)まで  
募集期間中であっても募集戸数または予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

### 【募集件数】

一般世帯向け 20件 子育て世帯向け 6件 (受付順です。建設課へ申し込んで下さい。)

